

審査の概要

株式会社アニマックスブロードキャスト・ジャパンほか4者の合計6番組（12セグメント）のV-High帯を使用して行う移動受信用地上基幹放送の業務について、全ての申請は、

- ①放送法（昭和25年法律第132号）第93条第1項
- ②基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成23年総務省令第82号）第4条の2
- ③基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成23年総務省令第83号）第5条の2
- ④基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）第2
- ⑤放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）第10条の3及び別紙2

の各規定に適合するものであり、申請のとおり認定を行うことが適当であると認められる。